河川法第２４条、２６条第１項にかかる許可申請書類（土地＋工作物）

・ **国土交通省指定の申請書**　様式甲+乙の４

・ **事業計画の概要**
　新築等にかかる事業の計画の概要を具体的に記載する

・ **位置図**
　縮尺は１／５０，０００とし、申請箇所を〇印で旗上げ表示し「申請箇所」と赤書き

・ **実測平面図**
　①原則として１／２５０～１／５００程度のものとするが、区域が広い場合または長い
　　場合は、１／５００～１／１０００程度でも可
　②実測年月日を付記
　③申請にかかる行為によって、当該河川に影響があると判断される区域まで実測したもの
　④改修計画法線を明示するとともに、申請にかかる占用区域の平面的な外形、河川区域
　　官民境界線を明示する
　⑤横断面図と照合できるよう横断面図の測点を記入
　⑥占用部分、行為部分等を着色する

・ **工作物の設計図（構造図）**
　行為の設計図（必要に応じて）横断図、縦断図
　　↑官民境界線・ＨＷＬを明示する

・ **工事実施計画書**
　工程表、施工者（連絡体制には出張所も明記）
※工程表は実工事の工程表ではなく、河川法許可にかかる工期とし、申請書乙の４に記載する
　工期と合わせるものとする。

・ **面積計算書・丈量図**
（河川区域行為面積、工事中一時占用面積、永久占用面積）
　①原則として実測平面図と同一のものとする
　②面積計算は㎡を単位とし、三斜計算（投影法）により小数点以下第３位まで計算し
　　合計面積は小数点第３位を四捨五入、小数点以下第２位までとする
※工事中一時占用面積は永久占用部分を除いた面積とする

※変更の場合の永久占用面積は　既存+新設の合計で記載すること
　前回占用面積を赤書きすること

・ **土地の権原に関する図書（民地の場合）**
　地方法務局等が保存する土地図面（いわゆる公図）の写しに申請に係る区画を示し
　着色
　登記簿
　土地の売買契約書など

・ **他の行政庁の許可等**
　申請に係る行為又は事業に関し他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを
　必要とするとき→許可書、認可書の写しまたは受ける見込みがあることを示す書面

・ **現況写真**

・ その他参考となるべき事項を記載した図書

※提出は２部お願いいたします。
※許可までに約１ヶ月ほどかかりますので、余裕をもって申請をお願いいたします。

問い合わせ・提出先
国土交通省　茨島出張所　事務係
電話：018-862-4352
FAX：018-862-4750
〒010-0065　秋田市茨島５丁目６－２８

＊ **河川法の許可申請手続きについては、東北地方整備局のＨＰでもご確認いただけます**
東北地方整備局ＨＰ　http://www.thr.mlit.go.jp/
↓
河　川
↓
お役立ち情報
↓
河川の使（占）用について